

諮詢第9号別紙

審査請求書（下水道使用料28）

平成29年2月28日(火)

青森市長 小野寺 晃彦様

審査請求人 三国谷清一



下記のとおり審査請求をする。

記

1. 審査請求人の住所、氏名、年齢

住 所 青森市桜川4丁目8番2号

氏 名 三国谷清一

年 齢 67歳

2. 審査請求に係る処分

青森市公営企業管理者企業局長(以下「企業局長」という。)の平成28年11月29日付平成28年11月分下水道使用料納入通知書(以下「本件通知書」という。)による処分。

3. 審査請求に係る処分があつたことを知った年月日

平成28年11月30日

4. 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの決定を求める。

5. 審査請求の理由

企業局長による審査請求人に対する本件審査請求に係る下水道使用料通知処分は以下のとおり違法・不当であり、取り消されるべきものである。

- (1) 公共下水道管理者は、条例で定めることにより、公共下水道使用者から下水道使用料を徴収することが出来るが、下水道使用料を定める場合は「能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。」(下水道法第20条第2項第2号。以下「原価主義」という。)と規定されている。
- (2) しかし、青森市下水道条例第24条で規定している下水道使用料は、以下のとおり、この原価主義を大きく逸脱し、下水道特別会計を毀損している。
- (3) コンビニ収納手数料に係る予算措置をしないままにコンビニ収納を実施し、コンビニ店に手数料を支払っており、総計予算主義の原則・予算の事前議決の原則に違反している。貴職は、毎年度企業局長に支払っている下水道使用料徴収事務委託料に含まれていると主張しているが、この主張は間違っている。平成28年度分の下水道使用料徴収事務委託料は平成27年度の下水道使用料徴収事務委託料を基にし、平成27年度の下水道使用料徴収事務委託料は平成26年度の下水道使用料徴収事務委託料を基にしているが、平成26年度の下水道使用料徴収事務委託料にはコンビニ店に支払う手数料分は含まれていない。よって、平成27年度・28年度の下水道使用料徴収事務委託料にはコンビニ店に支払う手数料分を含まない。取りも直さず、平成27年度・28年度の下水道使用料に係る予算にはコンビニ店に支払う手数料分は含まれていない。このことは、下水道法第20条に違反し違法であり、地方自治法の総計予算主義の原則・予算の事前議決の原則に違反し違法である。

なお、貴職は平成28年度分の下水道使用料徴収事務委託料の中にはコンビニ収納にかかる手数料を含んでいると繰り返し主張しているが、もしそうなのであれば、平

第1201号

29.2.28

青森市役所  
総務課

第

29.2.28

青森市役所  
下水道総務課

成 28 年度分の下水道使用料徴収事務委託料の内訳を審査請求人及び青森市民に公表するべきではないか。そうすれば平成 28 年度分の下水道使用料徴収事務委託料の中にはコンビニ取納手数料が含まれていないことが明白になる。

(4) 企業局長に照会したところ督促状の発行には最低でも 70.6 円の費用がかかっているとのことである。にも関わらず下水道所管の小松環境部次長は平成 26 年度の「督促状の発行について新たな経費が発生しないことから、督促手数料は徴収しない」と平成 26 年度の議会において過てる説明をし、この過てる説明を根拠に青森市下水道条例を改正した。下水道使用料督促手数料を無料化することにより、青森市に多額の損害を与えていた。平成 27 年度当初予算には下水道使用料徴収事務の中に「督促状作成費用 1,190 千円」が計上されていることからも小松環境部次長の説明は事実に反することが明らかであり、この「督促状作成費用 1,190 千円」を下水道特別会計から支出することは下水道使用料原価主義に違反していることは明白である。貴職はこの点についてキチンとした説明をしない。貴職において公明正大胸を張って「青森市は間違っていない。審査請求人の思い込み・間違いである。」と言えるのであれば、審査請求人の主張の、何処がどの様に間違っているのか、キチンと説明をするべきである。

(5) 水道水以外の水を使用した場合の下水道使用料は、水道水を使用した場合に比べて従量使用料が約 45% 軽減されているが、その理由について下水道総務課に再三にわたり照会するも一切の回答は無い。水道水以外の水とは一般的には地下水のことをいうが、地下水でも水道水でも処理場で処理する費用は同じであり、地下水使用者を優遇し、地下水使用者が本来負担すべき使用料を水道水使用者に負担させている現状は違法であり、不适当である。

貴職は、水道水以外の水と水道水を同一の料金単価とした場合水道水以外の水を使用しているいわゆる大口使用者の「経営を圧迫し、価格転嫁や雇用者の解雇等、本市経済へ与える影響が大きいことから、一定の軽減措置を講じてきたものであります。」と主張しているが、もし仮に水道水以外の水と水道水を同一の料金単価にした場合水道水以外の水の大口使用者の経営を圧迫し、価格転嫁や雇用者の解雇等、本市経済へ与える影響が大きいとの貴職の判断が正しいのであれば、それは商工政策なりの市の政策の中で解決すべき一般会計の中での問題であり、水道水以外の水の大口使用者の経営を援助するための費用を一般の下水道使用者が負担する謂われはない。

(6) 等々例示すればきりがない位に違法・不当なことをして下水道使用料を定めている現行の青森市下水道条例の下水道使用料は違法・不适当である。特に、現行の下水道使用料は平成 15 年に制定されてから実質的に 13 年間見直しがされていない事態は異常である。確かに何度か下水道条例を改正し下水道使用料を改正しているが、その改正とは旧浪岡町との合併に伴う所要の整備、消費税率の変更に伴い所要の整備、であり使用料それ自体の見直しはされていない。通常は 3 ~ 5 年毎に見直しをするべきである。13 年間下水道特別会計の収支が均衡しているとはとても考えられない。

貴職は、最近公共下水道事業経営分析表等を発表しているが、現行の下水道使用料制定時点での経費との比較を一切していない。将来の方向性を示すことは大事ではあるが、過去の反省も同じく大事なことである。

(7) また、本件審査請求人が為した本件審査請求人に対する平成 27 年 4 月分下水道使

用料に係る審査請求に対する貴職の裁決書(平成 27 年 11 月 10 日付け青市指令下総第 71 号)の裁決の理由の 1 の(2)には「本件納入通知書が不当であるかについてであるが、その根拠となる地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)を確認したところ、同施行令第 154 条第 3 項本文では「納入の通知は、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納期限、納入場所及び納入の請求の事由を記載した納入通知書でこれをしなければならない。」と規定している。この規定からすれば、当該納入通知書に記載すべき事由の中に、徴収事務の委任の事実や内容の記載は含まれていないことから、下水道使用料の徴収事が委任されている旨の記載がないことをもってして本件納入通知書が不当であるということはいえない。」ので平成 27 年 4 月分下水道使用料に係る審査請求は棄却するとしている。

(8) 本件通知書は「水道料金・下水道使用料等請求のご案内」、「水道料金・下水道使用料等納入済通知書」、「水道料金・下水道使用料等領収書(取扱店控)」及び「水道料金・下水道使用料等納入通知書兼領収書」の 4 種類の文書から構成されているが、地方自治法施行令第 154 条第 3 項でいう納入通知書とは「水道料金・下水道使用料等納入通知書兼領収書」をいうものと思慮されるが、これには、所属年度は記載されていない、歳入科目が特定されていない、納入場所が記載されていない(「水道料金・下水道使用料等納入済通知書」の裏面には《水道料金等の納入場所》が記載されているが、「水道料金・下水道使用料等納入通知書兼領収書」には記載されていない。)、納入の請求の事由は記載されていない。地方自治法施行令第 154 条第 3 項で納入通知書に記載すべしとしている 6 項目中 4 項目が記載されていない。よって本件通知書は地方自治法施行令第 154 条第 3 項に規定する要件を欠いて違法・不当であり、本件処分は取り消されるべきものである。

貴職は、4 種類の文書で以て一つの納入通知書であるといったむきの主張をしているが、もし仮にそうであったとしても、所属年度・歳入科目・納入請求事由不記載の問題は何ら解決されていない。

(9) 今まで審査請求人は、前述(8)の 4 種類の文書の表題には「水道料金・下水道使用料等」と記されており、本件通知書での審査請求人に対する納入の通知は「下水道使用料等 1,313 円」となっているが、私の下水道使用料が幾らなのかについては何ら記載されていない。そもそも「下水道使用料等」というものは存在しない。

(10) 公共下水道管理者である貴職は、公共下水道利用者である青森市民からの下水道使用料に関する疑問・質問には真摯に回答する義務があるにも関わらず、何らの対応をしていない。常任委員会等で議員から「市民からの質問に対してきちんと回答しているのか」との間にに対して「ハイ、しております。」と答弁しているが、審査請求人である私にはまともな回答をしたことではない。不服申立制度の役割の一つに住民からの不服申立を機会として自らの事務の見直しをするという機能があると言われているが、貴職はそれすらしようとはしていない。公共下水道は利用者の協力なくしては成り立たない公共インフラである。その為には公共下水道利用者たる青森市民に対して徹底した情報開示・説明責任を果たすことが必要である。

(11) 公共下水道管理者である貴職の部下職員の法令違反は目に余るものがある。法令遵守・上司の命令に従うことことが市役所職員の基本的な在り方であるが、それらを

一切無視し、青森市民に損害を与えていたのは異常である。そしてその損害は、青森市の水道使用者にも及んでいる。貴職は企業局長に下水道使用料等の徴収事務を委任しているが、この事務に係る費用を水道会計に負担させているのが現状である。異常である。尤も、このような違法・不当の現状を看過している企業局長の責任も大なるものがある。

(12) ルールに則った公平適切な下水道管理を望むものである。

6. 处分庁の教示

不服申し立てに関する教示はありました。

7. 行政不服審査法第31条の規定による口頭意見陳述の申立て

行政不服審査法第31条の規定により口頭意見陳述を申立てる。

審査庁である市長の見解

**1 本件処分の内容**

平成28年11月分の下水道使用料に係る徴収処分

**2 審査庁である市長の見解**

別紙のとおりなされた審査請求については、次の審理員意見書のとおり審査請求人の主張する違法又は不当な点は認められないため、棄却すべきものと考える。

## 審理員意見書

平成 29 年 9 月 6 日

青森市長 小野寺 晃彦 殿

審理員 長井 道隆



行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 42 条第 2 項の規定に基づき、審査請求人 三國谷 清一が平成 29 年 2 月 28 日に提起した処分庁 青森市公営企業管理者企業局長による下水道使用料徴収処分(平成 28 年 11 月分)に対する審査請求(平成 28 審査請求第 30 号)の裁決に関する意見を提出する。

### 第 1 事案の概要

- 1 処分庁は、審査請求人が平成 28 年 10 月 28 日から平成 28 年 11 月 26 日までの期間において排除した汚水の量等をもとに算定した下水道使用料の額等を記載した下水道使用料納入通知書(平成 28 年 11 月分。以下「本件通知書」という。)を、納入期限を平成 28 年 12 月 15 日として平成 28 年 11 月 29 日に審査請求人宛に郵送した。
- 2 審査請求人は、平成 29 年 2 月 28 日、青森市長に対し、本件通知書による処分の取消しを求める審査請求をした。

### 第 2 審理関係人の主張の趣旨

- 1 審査請求人の主張  
審査請求人は、青森市の下水道使用料に関し、過てる説明により改正された青森市下水道条例は正当性がなく、その条例に基づく下水道使用料は違法、不当であると主張している。
- 2 処分庁の主張  
処分庁は、下水道使用料の定め方、コンビニ収納手数料にかかる予算措置、督促手数料の取扱い等についての審査請求人の主張は、処分の違法性又は不当性に關与する事項ではないことから、処分を取り消す理由に当たらないと主張している。

### 第 3 理由

- 1 本件に係る法令等の規定について  
(1) 青森市事務の委任及び補助執行に関する規則(平成 17 年規則第 13 号。以下「規則」という。)第 6 条第 1 号では、下水道使用料の徴収(地方自治法第 231 条の 3 第 2 項から第 4 項までの規定による手数料及び滞納金並びに滞納処分に関する事務を

除く。) 及び還付に関する事務を企業局長に委任する旨規定している。

(2) 青森市下水道条例(平成17年条例第201号。以下「条例」という。)第23条第1項では、公共下水道の使用料は、使用者から徴収するとしており、条例第29条第1項各号では、使用者が排除した汚水の量の認定は、水道水を使用した場合は、水道の使用水量とし、また、水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とする旨規定している。

## 2 本件通知書による処分の違法性又は不当性について

(1) 本件通知書による処分については、規則第6条第1号の規定に基づき、事務委任を受けた企業局長が行ったものである。

また、審査請求人が下水道を使用した事実及びその排水量については争いがなく、条例第23条では、公共下水道の使用料は、使用者から徴収するとされていることから、本件通知書による処分は、当該規定に基づき、公共下水道の使用者である審査請求人に対して行われたものである。

したがって、本件通知書による処分については、関係法令を遵守して適正に行われたものであり、何ら違法又は不当な点は存在しない。

(2) また、審査請求人は、審査請求書、反論書及び本件審査請求に係る口頭意見陳述の中で、種々の主張を行っているが、これらの主張はいずれも本件通知書による処分の取消しを求める理由としては採用することができない。

## 3 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件通知書による処分に違法又は不当な点は認められない。

## 第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。